

## 第 2 回 国 土 審 議 会

平成 1 3 年 1 2 月 2 7 日

国土計画局総務課長 それでは、ただいまから第 2 回国土審議会を開会させていただきます。

私、国土計画局総務課長の守内でございます。本日は、お忙しい中を御出席いただきましてまことにありがとうございます。

会議の冒頭につきまして、本日の会議の運営につきまして 2 点、申し述べさせていただきます。

1 点目は会議の公開についてでございますが、前回、国土審議会運営規則について御審議いただき、会議は原則として公開することが決定されました。それに従いまして、本日の会議は、一般の方々にも傍聴をいただいております。

2 点目は本日の座席配置でございますが、資料の説明の際に、舞台奥でございますスクリーンを使用する予定ですので、このような座席配置とさせていただきました。

以上、2 点につきましてあらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

### 委 員 紹 介

国土計画局総務課長 次に、議事に入らせていただきます前に、新しい委員の御紹介をさせていただきます。

前回の会合の後、新たに参議院より御指名により、3 名の委員会が就任されておられます。御紹介をさせていただきます。

輿石東委員でございます。(拍手)

西田吉宏委員でございます。(拍手)

山下栄一委員でございます。(拍手)

各委員におかれましては、審議会の調査審議に御高配賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、全体の委員につきましては、お手元にお配りした委員名簿をもちまして御紹介にかえさせていただきますと存じます。

また、本日は2つ目の議題として工業（場）等制限制度の今後の在り方について御審議いただきますが、これまでに、これに関して首都圏整備分科会及び近畿圏整備分科会において御審議いただいておりますので、議事に関係のある特別委員として、両分科会長より御出席をお願いいたしております。

御紹介いたします。

首都圏整備分科会の杉岡浩分科会長でございます。（拍手）

近畿圏整備分科会の新宮康男分科会長でございます。（拍手）

よろしく願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、秋山会長にお願いしたいと存じます。

秋山会長 それでは始めさせていただきます。

#### 木村仁 国土交通大臣 政務官 あいさつ

秋山会長 本日は、大変お忙しい中、木村政務官に御列席を賜っておりますので、政務官よりまずごあいさつをいただきたいと思っております。

政務官、よろしく願いいたします。

木村政務官 第2回国土審議会の開催にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、委員の皆様には年末の大変御多忙の中をお集まりをいただきましてまことにありがとうございます。

また、日ごろより国土交通行政につきまして、多大の御尽力、御指導をいただきおまして、ここに改めて厚く御礼を申し上げます。

国土政策、社会資本整備、国土交通政策等を総合的に推進することを任務といたしまして、国土交通省が発足いたしましてからはや1年が経過しようとしています。

発足以来、国土交通省の使命である人々の生き生きとした暮らしと、これを支える活力ある経済社会の実現を目指しまして、統合のメリットを活かし、むだなくスピーディーに、また、コストダウンを図りつつ、質の高い施策を展開するよう努めてまいったところでございます。

また、現在、小泉内閣のもとで聖域なき構造改革が進められております。国土交通省といたしましても、さまざまな改革に取り組んでいるところでありまして、国土政策もその例外ではございません。

I T革命の進展やグローバル化など、私たちを取り巻く社会は、政治経済をはじめとしたあらゆる分野において、たえまなく変化を続けており、21世紀の国土政策には、このような経済社会情勢の激しい変動に対応し得る新たな国土計画体系の確立が求められているところであります。

現在、国土計画の新たな課題、新たな国土計画制度につきまして、基本政策部会において御審議をいただいております。本日は、その調査審議状況を御報告いただくよう、お願いをし、承知いたしております。御検討いただいております基本政策部会の先生方に心より感謝を申し上げます。

また、本日は、先に諮問いたしました工業（場）等制限制度の今後の在り方について御審議をいただきたいと考えております。この問題につきましては、既に首都圏、近畿圏の両分科会において、短期間のうちに精力的に検討を尽くしていただきまして、本日は、その御報告をいただくよう承知いたしております。御検討いただいた両分科会の先生方に御礼を申し上げますとともに、本審議会において、委員の皆様方からちょうだいいたしました御意見は、今後の施策の展開に反映していく所存でございますので、幅広い観点から御意見をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます次第でございます。

国土交通省といたしましては、21世紀の要請に応え得る国土交通行政の一層の推進に努めてまいり所存でございますので、御列席の皆様におかれましても、引き続き御支援、御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます、簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。

本日は本当にありがとうございます。（拍手）

秋山会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

## 議 事

秋山会長 お手元の議事次第をごらんいただきたいと思います。

本日は議題が2つございます。最初の議題といたしまして基本政策部会の中間報告「国土の将来展望と新たな国土計画制度のあり方」について部会長から報告を受け、最終報告に向けての皆様方の御意見を頂戴したいと考えております。

そのあとで議題（2）の工業（場）等制限制度の今後の在り方について御審議いただき

たいと思います。

## 基本政策部会中間報告「国土の将来展望と新たな国土計画制度のあり方」について

秋山会長 では、最初の議題でございます基本政策部会中間報告「国土の将来展望と新たな国土計画制度のあり方」について御報告をいただきたいと思います。

当審議会では、今年の3月に開催されました第1回国土審議会において、「国土計画の新たな課題」及び「新たな国土計画制度」の調査審議について、基本政策部会を設置し、専門的に検討を進めていただくことといたしました。

本日は、これまでの部会における検討状況につきまして御報告いただきます。

それでは、基本政策部会長を務めていただいております中村部会長、よろしく願いいたします。

中村基本政策部会長 それでは、基本政策部会の検討状況について報告をさせていただきます。

基本政策部会では、4回にわたり部会を開催いたしまして、調査審議を進めてまいりました。大変たくさんの御意見を頂戴いたしました。そしてこの基本政策部会に先立ちまして、部会の委員を委員長とします小委員会が4つ設けられておりますが、そこで何度も検討をそれぞれの分野について重ねてきていただきました。それをもとにしまして、この基本政策部会でまた審議をするという形をとってまいりました。11月29日の部会、前回、行われたわけでございますが、そこにこれまでの調査審議結果を中間報告「国土の将来展望と新たな国土計画制度のあり方」という題で取りまとめまして報告されましたが、それを本日の資料3としてお配りしております。

今後、地方公共団体をはじめとしまして、国民の皆様方からの御意見をいただいて、それを反映させ、さらに検討を進めた上で、来年秋をめどとしまして最終報告をさせていただきたいと考えております。

本日は、この中間報告をもって基本政策部会の検討状況の報告とさせていただきます。内容の詳細につきましては、事務局よりお願いいたします。

国土計画局長 それでは説明をさせていただきます。

舞台奥のスクリーンを使用して説明をさせていただきます。その関係でちょっと照明を暗くさせていただきます。なお、同じ資料は、お手元の一番下にハンドアウトでもお配り

してありますので、あとで御参照いただければと思います。

今回の中間報告、2つに大きく分かれておりまして、前半の第1部が将来展望と課題、それから第2部が国土計画体系の改革ということになっておりまして、いわば第1部が計画の中身、第2部が制度のあり方という区分になっております。

第1部の方も2つに分かれておりまして、前半が簡単な将来展望と課題を見たもの、後半がそれに対する対応の基本的な方向を見たものという位置づけになっております。

まず将来展望の中の人口でございますが、これの左側、幾つかケースがありますが、左側を見ていただきますと、今後、50年間で人口、全国でも2割ぐらい減少するわけですが、これをブロック別に見ますと、特に地方圏、北海道、東北、北陸、中国、四国といったようなところで大きく人口が減少するということになります。

今回の作業の1つの特徴は、これをいわば時間圏で見たらどうかということをやっております。それでまた左側を見ていただきますと、ここでは4つに区分をしております、3大都市圏と地方圏、それから、それぞれを中枢・中核都市の1時間圏内とその外と4つに分けております。この4つに分けますと、中枢・中核都市から1時間圏の外の地方圏で非常に人口が減少するという結果になります。

左側のケース1のケースですと4割ぐらい人口が減少する。それから右側のケース2ですと6割も減少するという結果になります。これは地方圏においても都市集中が続いているということを反映しているわけですが、こういったいわば不便なところで人口が減少してまいりますと、社会的なサービスの供給といった点がかなり大きな問題になってくるといことだろうと思います。

これに対する基本的な対応は、やはり広域的な視点で考えていくということだろうと思いますが、これはそれを見たものですが、ここでは8つの社会教育施設、右側にありますが、公民館とか図書館、こういう8つを見ているわけですが、左側の上、これは市町村単位でこの8つがどれぐらいそろっているかというのを見たものですが、4種類以下しかないというのが67.4%ある、8つ全部そろっているというのは3.4%しかないということなんです。これは下の段にいまして、1時間圏ということで見ますと、つまり1時間動き回るとどれぐらい使えるかというので見ますと、中枢・中核都市の1時間圏内に位置する市町村であれば、もうほとんど全部、98.8%は8つの施設全部を利用することができるということになります。広域的な対応ですとか、モビリティというものが非常に重要だということを示しているということだろうと思います。

ただ、右側の中核・中核都市から1時間の外にある地域になりますと、もともと施設の数も限られておりますし、1時間動いても8種類全部享受できるのは31.7%ということになります。

同じものをこれは病院で見たものですが、同じ結論ですので詳しい説明は省略しますが、病院の診療科目という点でも、中核・中核都市の近くに位置していれば、1時間動けば大体の診療科目は受けられるということになります。

これを地図に配置してみたのがこの図ですけれども、これは1時間圏人口、1時間圏内で動き回れる地域の人口を見たものですが、こういった色の濃いところは1時間圏内という点では90万人以上、大変人口規模が大きくて、規模のメリットをかなり発揮することができるということですが、青いところが1時間圏で見ても30万人以下しか人口がないというところで、この辺はかなり広域的な対応を図っても施設を整備していくというのはかなり難しいというところで、北海道ですとか、いわゆる過疎ですとか、半島地域ですとか、そういった地域がこの青い部分に位置づけられるということになります。

それから次に社会資本の制約についても幾つか計算をしてみています。

社会資本投資の制約が非常に厳しくなっているという点は御承知のとおりですが、ここでは今後、小泉内閣の方針で、プライマリーバランスを今後、黒字にしていくんだということに基づいて、社会資本投資がどれくらい可能になってくるかという計算をしたものです。まだ具体的にどういう姿になるかというのは出ておりませんので、ここでは民間の試算を借りてきまして、経団連とか野村総研でプライマリーバランスを黒字にするために、例えば2011年度まで実質5%ぐらい公共投資を減らしていかなければいけないということになっておりますので、それを前提にするとどうなるか。

それから比較のために2002年度以降、実質横ばいでいくとどうなるかという計算をしておりますが、過去25年間では累積投資額が790兆円ぐらい投資をしているわけですが、こういった経団連ケース、野村総研ケースですと620から640兆円ぐらいという投資規模になります。横ばいでいきますと、過去25年間よりは大きい、今後25年間で920兆円が可能になるという計算になります。

ただ、問題は、相当既存のストックが大きくなってきておりますので、これからは更新投資が非常に大きくなるということで、これも一定の前提を置いて計算をしてみて、更新投資を除いて新規投資がどれくらいになるかというのを見たものです。

過去25年間で710兆円新規投資が可能だったわけですが、こういった経団連ケース、野

村総研ケースですと220から240ということで3分の1ぐらいに減ってしまう。横ばいケースでも、総投資は多かったわけですがけれども、新規投資となるとやはり過去25年間よりも相当少なくなるということになります。いわば新規の財源が厳しくなるのと合わせて更新投資の負担もふえてくるという二重の厳しさが今後かかってくるだろうということになります。

これに対しては、当然いろんな工夫が必要になってくるということですが、これはちょっと見にくいかもしれませんが、この100のラインが過去25年間と同じ新規投資を確保するためのラインなんですけれども、例えばこの一番下のラインがコストを今と同じ0とした場合なんですけれども、これが交わるところの耐用年数の延長が1.5ということですので、コストを下げないとすれば、耐用年数を1.5倍ぐらい延ばすということが必要になる。また、耐用年数を延ばさないとしますと、ここのラインになりますので、コストを3%とか4%減らしていかなければいけない。こういう工夫を重ねることによって、厳しい中で新しい投資を実現していくということが求められるということだろうと思います。

それから経済社会の新たな潮流という点では、この辺は簡単に進めさせていただきますが、いわば旅行者ですとか留学生の割合が日本は非常に少ない。それから対内直接投資も国際的に見て非常に低いレベルにある。それからインターネットの接続等のIT化でもかなりおくれをとっているということで、この辺で言いたいことは、要するに人とか、物とか、金とか、そういったものを日本がひきつける力、魅力が相当失われてきているのではないかとこのことを言いたいということでございます。

それから地域別に見ても、これはIT関連製造事業者の割合ですけれども、つくるITという点でも、地域別のばらつきがありますし、使う方のインターネットの接続という点でも地域別に相当差があるといった分析をしております。

それから環境問題につきましては、やはり現在、いろんな環境上の問題が大きいということで、これに対応して環境負荷が少ない循環型の国土づくり、自然と人間が共生する国土づくりを進めていく必要があるということをおっしゃいます。

それから安全という観点では、地域防災上の課題、全国的な防災上の課題、それぞれありますけれども、こういったものを踏まえて、基本的にはみずからの身はみずから守るという考え方でハザードマップの提供ですとか、広域的な被害想定に基づく地域づくりを進めていく必要があるということをおっしゃいます。

この中で高齢化に伴う災害弱者の増大というのがありますけれども、これがそれを見たものですが、これは一定の前提を置いて、災害弱者となり得る高齢者と15歳から64歳の生産年齢人口との比率を見たものなんですけれども、特に変化が大きいのは3大都市圏でして、3大都市圏では現在、これ、比率が9.6ですから、大体10人で1人の災害弱者となり得る高齢者を見ればよいという計算になるのですが、50年後には3人で1人を見なければいけないというバランスになって、こういった問題にどう対応していくかということも重要な課題になってくると思われまます。

それから、こういう課題に対して基本的にどう対応していくかということですが、ここでは4つを指摘しておりますが、第1に重要なのは、やはり地域が主体となって地域資源を有効活用して個性ある地域づくりを進めていくということで、地域資源としてはいろいろなものがありますけれども、観光資源、自然環境、先端技術、こういったものをどう組み合わせしていくか、これをここでは地域あつてのポートフォリオと書いていますけれども、このポートフォリオを各地域がどう組み合わせしていくかという点で、いわばこれから競い合うという時代になってくるだろうということをいっております。

それから2番目はモビリティの向上と広域的な対応ということで、先ほどの人口の減少というところで申し上げましたけれども、やはり先ほどの人口問題に対応するのは、モビリティを高めていく、人々が動き回れる範囲を広げていくということが1つは必要であるし、また、広域的なレベルで施設を整備したり、対応していくということが必要だろうということだろうと思います。

その広域的な対応という点では、ここでは二層の広域圏というのをいっておりまして、1つが人口30から50万人ぐらい、時間距離ですと1から1.5時間ぐらいの生活圏域、もう1つが人口600から1,000万人程度の地域ブロック、これは現在のそれぞれの東北ですとか、九州ですとか、そういったブロックに対応しますけれども、これはいわばヨーロッパでは中規模の国家に相当するような規模で、ある程度自立的な地域として、まとまりのある地域として考えていくことができるのではないかと考えております。

それから社会資本については、ハード、ソフトの組み合わせが必要だということですが、ここでは特にアウトカムの目標をこれからは重視していくということで、これはあとからも出てきますが、例えば社会資本ですと、幾ら投資をしたかというインプットですとか、それから道路を何キロつくったかというアウトプットのようなもののほかに、それによってどんな状態になるのかというアウトカムがこれからは重要である。これは国民に対する



説明責任ですとか、いろんな複合的な施策を総合的に組み合わせるという観点からしますと、アウトカムの目標が重要ではないかということをおっしゃっています。

それから4番目に情報公開ですとか、多様な主体の参加といったようなこともおっしゃっています。

それから第2部が国土計画の制度の話でございますが、これも4つに分かれています。

まず第1が全体の国土計画の改革のねらいということですが、最初に申し上げますのが、これからは開発重点の計画ではなくて、利用と開発と保全というのを一体とした総合的な国土管理の指針が必要だ。

それから、これまで二本立てでつくられておりました全国総合開発計画と国土利用計画を統合していくという方向を出しておられます。これは従来からも、この審議会でも出されていた方向ですが、確認のためもう一度お示しをしております。

それから地方分権が進むという中で、国と地方の役割分担を明確にしていくということもおっしゃっています。

それから指針性を充実するという観点から、目標管理型の計画、また、国土計画をつくって実施して評価をしていくというマネジメントサイクルを確立することが必要だということをおっしゃっています。

このマネジメントサイクルですが、まず内容については、国の示す対応策の重点化絞り込み、これはこれまでの計画が総花的であるという批判がありますので、なるべく重点化していこう、それから、ここでもアウトカムの指標を提示していこうということをおっしゃっています。

それから策定手続としては、地方公共団体、地元関係者、それから広く国民全体から意見を聞いていくということをおっしゃっています。

それから計画の評価についても、計画の目標の達成度、妥当性の評価を行っていくとともに、国土のモニタリングということをおっしゃって、国土をめぐる情報を常時収集、分析していく体制を整える必要があるということをおっしゃっています。

それから3番目が広域計画についてですが、広域ブロック計画が現在、つくられているわけですが、広域ブロック計画はやはり必要であろうということをおっしゃっています。これは経済の動き、企業の動き、人の動きが広域化をしておりますので、そういったことに対応する必要がある。

それから先ほど申し上げましたような、人口の減少ですとか、財政制約の中で広域的な対応というのにも必要だ。環境、安全面でも必要な対応があるだろうということによっております。

この中でもマネジメントサイクルを導入する必要があるということで、全国計画と広域ブロック計画の役割分担、広域ブロック計画におけるマネジメントサイクルを検討していく必要があるということをお願いしております。

それから策定主体ですけれども、これはできるだけ地元地域の各主体が参加、協議して原案をつくって、それを国が決定するという仕組みが適当ではないかということをお願いしております。

それから、その原案の協議メンバーの中に、地元の公共団体のほか、経済団体ですとか、国の地方支分局のようなものも参加してはどうかということをお願いしております。

現在、既に自発的な連携という広域計画がいろいろあるわけですが、これをどう位置づけていくかということもさらに検討していく必要があるということをお願いしております。

それから最後に4番目が土地利用に関する部分でございますが、基本認識として、やはり土地についてはいろいろまだ問題が残されているという中で、これは個性ある地域づくりが推進されるような使いやすい実効性のある枠組みが必要だということをお願いしております。

全国計画で、これは全国総合開発計画と統合されるわけですが、その統合される中で、土地利用の指針、時代の要請に応じた目標を提示していくということでございます。

それから地方公共団体の土地利用に関する計画ですけれども、これも即地性のあるきめ細やかな土地利用の構想を示すということで、実践的な活動に結びついていくことが必要だ。

それから極力、指針、構想という名前のもとに、地域のあり方を示す事項を計画に反映させていくということをお願いしております。

それから現在、都道府県では、国土利用計画と土地利用基本計画という2つがあるわけですが、これの2つの連携を強化していく。

それから現在、市町村に国土利用計画というのがあるわけですが、この計画事項を拡充して、例えば図面による土地利用の構想を明記するといったようなことによりまして、市町村が自主的な土地利用調整を図れるようなものにしていく必要があるとい

うことをいっております。

以上のような内容でございますが、先ほど部会長からも御説明がありましたように、これまで3月15日に第1回の国土審議会で基本政策部会が設置されまして、4回にわたって検討を続けた中間的な結果が今日、御報告しているものでございます。

今後、地方公共団体等からいろいろ意見を聞く等の手続を経まして、さらに中身を詰めて、ことしの秋には一応最終的な取りまとめをして国土審議会に御報告したいと考えております。

説明は以上でございます。

秋山会長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いたしました「国土の将来展望と新たな国土計画の制度のあり方」につきまして、最終的には来年の秋に最終報告を取りまとめますけれども、その検討にあたりまして、皆様方から今日、御意見を賜り、それを踏まえて、部会において検討を進めさせていたいただきたいと思っております。

それでは、皆様からの御意見、御質問をお願いしたいと思います。どなたからでも結構でございます。

井上委員 御意見が出ないようなものですから、皮切りにと思ひまして。

今、御報告を伺っておりました。私ども全国総合開発計画という言葉、長い戦後の1つのシンボルとして扱ってきたわけでありますが、今日の御提案というのは、開発というよりも、新しい国土の将来展望とビジョン、それをまたどのようにして計画的に誘導していくかという点で、かなり視角を大きく切りかえているという点で大変私は同感を覚えるところです。

やはり戦後の総体的に高い成長率の時代から、これからなかなか難しい10年を展望して、その中での人口の移動や産業構造の変化、国際分業の関係というのを見ていくと、やはり今日の報告のように、従来の発展、開発というところから、今ある人口構造や社会の安定や再生産、特に地域における暮らしの再生産を担保するような計画という点では、90年代以来、議論されてきた分権化ということ踏まえ、また、開発からもっと管理や運営を含めて効率を考えるという点では、アウトカムという考え方、そこからもう1回、計画を考えていく意味で、非常に時宜を得た基本的なビジョンであると感じられました。

また、非常に新しい問題提起として生活圏1時間軸というおもしろい提案があります。私も地方の県に暮らしておるもので、いかにもこれがなかなか私もリアリティーがあるな

と感じました。やはり地域の、県の中でのある中枢都市を軸にして、全体としての暮らしの総合的な維持、これは発展、開発というよりはサステナビリティ、暮らしのサステナビリティを担保するようなシステムという考え方で、これは全国的なレベルではかなり合理性のある見方だと思います。

ただ、私自身の地元の県を見ますと、ここではどうもこの30万ぐらいの規模にはずれるところがあるもので、それはまた別途考えたい、また、本文の中でも幾つかの視点があるわけですが、これはこれで30万に達しない地域についても、私もやはり元の意味での国土の均衡ある発展という時代ではないと思います。やはりサステナビリティのある地域社会を形成していくという意味で、社会の一体性を担保するような視点は必要でありまして、そういう点で30万人規模として満たない地域においても、暮らしのサステナビリティを担保できるという視点もぜひちょっと論議を深めていただきたいなと感じました。

ありがとうございました。

秋山会長 どうもありがとうございました。

中山委員 国土の問題として関連性があるのでちょっと申し上げてみたのですが、いわゆる地方分権の時代の地方の組織として、幕末の大名の数を見てみると274名、有力旗本が30人ぐらいで300自治体ぐらいがあったのです。ところが今、671の市と2,323の地方自治体です。中央政府が1府12省になったのに、地方は細分化されてしまって、今は東京一極集中に陥っています。だから私は大阪府の知事や市長には、もう二重行政はやめて1つになりなさい。昭和26年ぐらいには特別市政にという動きがありました。これはいわゆる府につぶされてしまった大都市問題というのがあるわけです。東京都が首都だという法律はありませんので、もう1つ、都が近畿に必要と思っています。私は勝手に「西大都」と書いて「さいだいと」という名前がいいのではないかと。関西というのは、関西汽船は別府まで行きます。関西電力、秋山会長のところは能登半島まで行きますし、それからJR関西は名古屋まで行きますが、鈴鹿の関所、それから逢坂山の関所から西という意味が関西、箱根の関所から東という意味で関東ということです。昔は、江戸と浪花でバランスがとれていたのです。今は東京一極集中で差がどんどんひどくなり、財政問題でも、東京は3,000億の自然増収、大阪は5,000億の財源不足、この日本列島はバランスが崩れてしまっているのですね。

関経連が芦原会長のころでしたか、いわゆる道州制案というのが出ました。これはなかなか一気に道州制といっても百年河清を待つがごとしみたいな感じがありますので、国土

計画を立てるときには、全体の構想を地方組織の再編ということで総務省あたりと関係をつけていかなければいけないのではないかと思います。そんなふうには物を持って行かないと、狭い大阪府下に33もの市町村があります。島根県や鳥取県よりも大きな財政規模の豊中市とか、そういうものがあるのです。これは非常に地方制度がいびつになっているという気がしますので、むしろ1府12省に中央政府がなった限りは、地方の行政をどうするのか、市町村合併を進めようとしていらっしゃるんですが、ゼロが幾ら寄ったってゼロなんです。ですから中核になるところを中心にした合併みたいなもので、ダイナミックに地方組織を改革していかないと、日本という車は片一方の車輪が1府12省で小さくなりましたが、地方制度は複雑過ぎます。年間89兆の地方財政です。交付金なんかでちょっと重なっている部分がありますが、この国の81兆と地方の89兆という地方が大きな車輪を付けた車ようになって狂いが出てくると思いますので、国土計画と同時に、それに関連する地方分権の時代が来れば来るほど、地方の効率化を考えていただかないといけないのではないかと、こういうふうに思っております。

特に私は大阪なものですから、大阪あたりを見ていると、区役所あたりから年賀状が来るとぞっとするほど人が多いのですね。何とか室長、副室長、課長と同じ給料を取る主管、それから係長と同じ給料を取る主査、何とか代行とか、戦後の組合運動の激しかったころに人がいっぱい、いわゆる革新自治体というのがあったときには、もう人間がふえ過ぎましたから、この辺をひとつ組合の皆さんとも協調をしてもらいながら、地方のいわゆる行革をどう進めていくかということと、国土計画というのを私は合わせて考えていただきたい、この場所での「国土」という、「土」ということでなしに、その上の「人」が問題ですから、その土と人、これが一体になりますような、これからの国土計画というのを考えていただきたい、かように、識者の先生方も御一緒でございますので、お願いをしておきたいと思っております。

秋山会長 どうもありがとうございました。

川勝委員 今の中山先生の地方分権のお話を受けて発言します。これまでの均衡ある国土の発展という基本理念から、多様性のある美しい国土を、地域が主体になって達成していくというのが今回の国土計画の眼目です。しかし、分権の単位になる地域のユニットについての考察が十分になされていない。

今日のお話では、1時間圏というお話がございました。一方、ブロックについても言及されました。ブロックは8つ、プラス北海道と沖縄を入れますと10のブロックです。しか

らば10のブロックが地域のユニットになるのでしょうか。また、都道府県域を越えたブロックの重要性を言われておりますが、それらが10のブロックになるのか。10のブロックは、例えば関東ブロックですと、180兆円の規模があります。四国ブロックですと、わずか13兆円です。したがって、仮に道州制になりましても、ブロック間の格差は非常に大きいので、ブロックとして自立ができないと思います。

今回の国土計画において、多軸型の国土を形成する上で、国土を4つの軸に分けました。北東国土軸、日本海国土軸、西日本国土軸、太平洋新国土軸です。4つのブロックに分けるとうまくいくというアイデアがそこに入っています。その場合に、日本海国土軸と北東国土軸は重なりますので、これらが地域ユニットを形成するわけにはいきません。4つの地域に分けますと、関西が90兆円、中国、四国、九州でほぼ90兆円で、それぞれ東京と同じほどの経済規模があります。それぞれカナダほどの国力を持つ地域になります。これらが1つになりますと180兆円で、ほぼフランス、イギリスと同等の国力を持つ地域圏ができます。そして鈴鹿の関を越えて、名古屋、静岡、富山がございませぬ中央の日本でほぼ90兆円で、カナダ規模の地域ブロックを構想できます。そして白河の関以北は北海道と東北を一体とする「ほくとう銀河プラン」や、北東国土軸もございませぬ。これでほぼ60兆円、それでもロシアの2倍以上の経済規模がございませぬ。

そのような4つの「西南日本」「中央日本」「関東日本」「北東日本」の地域ユニットにいたしますれば、それぞれが「海の日本」「山の日本」「平野の日本」という特徴をもち、また地方分権の実が上がる。そして各地域がG7に加われるぐらいの国力、地域力を持つ行政ブロックになります。

今日のお話では、10のブロックで地域を分ける前提でございませぬし、国交省は8つの地方整備局を置いておる。地方整備局の官僚の皆様方と、例えば関西ですと関西広域連携協議会が一体になって地域住民参加型の地域づくりをしていくのが望ましいのですが、まだ十分に地域の人たちの意思が反映されていません。地方長官なり、地域長官なりを県の知事さんの互選、あるいは直接選挙で選んでいくことを合わせて考えないと、私は地域の分権は進まないと思います。

しかし、国土計画の理念に即するならば、4つぐらいの国土に分けるのが望ましい。ともあれ、地域に分ける場合にどういうユニットになるかということのを合わせて考えていただきたい。首都機能がやがて移るといふことがありまして、新しい首都機能には大きな行政がそのままいくわけにはいきませぬから、そこに行くべきであろう仕事は、条約の締結

とか、国家の安全保障とか、通貨の調整とかでしょう。それ以外のことは、教育にしる、医療にしる、社会資本の整備にしる、ある一定の地域ユニットがあれば、地域で賄うことができます。これこそ国土審議会の報告書がうたっている地域自立の理念であります。受け皿としての地域ユニットについては、ブロックないし道州制も十分でないと思いますが、そのことも踏まえた最終報告にさせていただきたい。

秋山会長 どうもありがとうございます。

須田委員 2点ほどちょっとお願いしたいしは気になっていることを申し上げるのですが、私は基本政策部会に入れていただいておりますので、これに参画をさせていただいておりますので、この中身についてはもちろん異論はございません。特に小委員会の先生方が大変御努力いただいて、いいものをつくっていただいたなという感じがいたします。

先ほどもちょっとお話がございましたように、今、この計画は相当これまでの全総とは違ったものをつくらうという意欲がこの中に入っていると思います。世の中には今、全総が果たして要るのかどうか、国土計画がこれからも要るのかどうかという誤解に満ちた議論がかなりあるように思います。それはこれまでの全総計画というものが公共投資の要求の材料に使われたり、また公共投資の配分論をなすような場合があったりしたものですから、そういう誤解があるのだらうと思います。私どもはやはり現在のような状況の中であるからこそ、国土計画はぜひ必要だと確信をいたしております。

今度つくらうとしております国土計画というものが、先ほどもお話がございましたように、これまでの開発から利用、保全だとか、あるいは地域重視のものにするとか、あるいはアウトカムの評価を中心にしたものにするという、いろんな面で新しい要素を入れていただいておりますので、そういうことを強調いたしながら、これからつくらうとしている国土計画が従来の計画の延長線上には全くない、全く新しい21世紀の国土計画なんだということをうたいあげていただいて今後の作業が進んでいくように、ひとつぜひとも御指導いただきたい、そういたしませんと、これがこのまま地方にいきますと、従来と同じように、また公共投資やその補助金要求型のものが地方から出てくる可能性もございますし、また国土計画かという議論も出ないでもありません。せっかくできるものですから、そういう日陰者にしたくありません。ただ、これを読みますと、どこに新しい要素が入っているか、なかなか読み取りが難しゅうございますので、そういったことを、少し大げさなでも結構ですから、新しい国土計画ができるのだ、「請う御期待」なんだということをぜひひとつ明らかにするような御指導をいただき、かつまた発表していただきたい。これをお

願いしておきます。

それからもう1つ、私は中部地方の人間でございますので、ちょっとお願いをいたしますが、これからブロック計画が進んでまいりますと、ブロックという問題が非常に出てくると思います。今、川勝先生からお話ございましたように、これをどう分けるかということも出てくると思うのであります。中部というのはこれまでブロックを分けられるごとに、全部中部の概念が違うのです。国の出先の所管が全部中部何とかというものは違うのであります。同じ県が2つにさかれているものさえございます。したがって、中部をどういうふうにくくるかということは非常に難しゅうございますので、この辺はぜひひとつ地元の見聞も聞いていただきたいし、私は弾力的にファジーなところが若干あってもいいのではないかと思うのでありますけれども、その分け方については、余りにもいろんな説がございますので、今度、こういう計画をつくる際のブロックというものをお考えになる際は、そういうことも十分お考えをいただいて、地域の声にも耳を傾けたブロックを考えていただきたい。

この2点をお願いしておきます。ありがとうございました。

秋山会長 どうもありがとうございました。

潮谷委員 ただいままで出ている広域的な対応ということに関連してですけれども、この項目の趣旨からいたしますと、恐らく二層広域圏をベースに今後とも検討されていく可能性は高い、そのように思いますけれど、一方では、やはり地域の実態の中で、この人口の割合の中に入り込まないところというのがあるということをぜひ念頭の中に置いた検討、配慮をお願いしたいということが1点でございます。

また、さらに、先ほど出ておりました地域ユニットの検討ということに関連しましてですが、生活圏域に合わせた国土形成、それから市町村合併、こういったものを推進する一方で、やはり住民自治の進行、それから地域コミュニティの活性化、その中には、私は非常に圏域を越えたところでのパートナーシップというものがあると思います。そうしたパートナーシップによる重要性についても十分配慮してもらいたいという願いを持っております。

それから、今回の国土の将来展望ということの中では、日本が国際社会の中に伍していけるという、そういった視点というものも盛り込まれておりますけれど、そういった意味合いから申し上げますと、バリアフリー化という概念の中でややとどまっているきらいがありはしないかという感じがいたします。御承知のとおり、バリアフリーということが大



変大きな役割を果たしてきたということは改めて申し上げる必要もないところですが、これからの社会というのを考えてまいりましたときに、障害のあるなし、あるいは年齢、性別、国籍などの枠を越えて、あらゆる人が利用できる製品、建物、環境をはじめとする考え方、これがユニバーサルデザインの精神でございますけれども、私は国土計画のあり方にもう一步突き進んだ形の中で、バリアフリーからユニバーサルデザインの考え方、これをぜひ指針の中にも盛り込んでいただきたいという願いを持っております。

以上でございます。

秋山会長 どうもありがとうございました。

そのほかどなたか御意見ございませんか。

岩國委員 前回も出席させていただきましたけれども、3点申し上げたいと思います。

こうした国土計画の中で、私はこれからの地方分権といわれますけれども、47都道府県というものを大幅に変えないとしても、首都移転ということはよく言われますけれども、それぞれの県都の移転ということをそれぞれの県で考えるべきではないかと思うのです。1時間距離といいましても、県庁から2時間、3時間離れている地域のある県もあれば、非常に近いところもあるし、島根、鳥取のように、県都を真ん中に移せばほとんどの地域が県庁まで1時間で行ける、そういうところもありますから、今のそれぞれの県の中で、おかしな県はほかにいろいろあると思いますけれども、人間の体でいえば、へそが首の辺についているような県とか、ひざの辺についているような県とか、そういうのをつかまえて、これから均衡ある国土計画とか何とかいっても、その現状を肯定して進めるのか、現状を否定して進めるのか、これは全然がらっと変わってくると思うのです。投資効率においても。また、この社会資本の再生させるための投資といったようなこともここに書かれていますけれども、効率の悪い原型というものをそのままにとどめておいて、そこへどこどこお金をかけるよりも、そういう位置を動かすということが必要ではないでしょうか。

別に島根県の場合には、出雲市が一番いいとか、大田市が一番いいということではありませんけれども、わざわざ端っこを選んで、そしてそれをこれからも100年続けるのか、鳥取県も一番東の端に置いている。そして県都を仮に鳥取の場合には倉吉、島根県の場合には出雲市に移した場合に、その県の活力、あるいは生産性というものはどれだけ変わるのかといった、そういうシミュレーションというものも私は一遍やってみる必要があるのではないかと思う。

これは国会の中でそんなことをやる能力はありません。インフラはありませんし、どこがやるとすれば、私はこの国土審議会のようなところで、大胆にそういうシナリオを書いてみる。そこから新しい切り口というのは見つかるのではないかと思います。首都移転よりも県都移転を、県都移転は既に東京は実行したわけです。この千代田区の方から新宿区の方に移した。これは大きな東京における首都移転を実行したわけです。同じようなことをやった方が非常に効果がある県が日本の中にもあちこちにあると思います。これが第1点。

2番目に、ハード面の均衡だけではなくて、ソフトな行政サービスということ、これから市町村合併を進めていこう、これも今の内閣の大きな方針として既に打ち出されて、国会でもそれを既に決議しているわけですから、この地方分権で市町村合併をどんどん進めていくという前提に立つならば、行政サービスがどの程度均衡ある、できあがった場合にはそれができていくのか、これは先ほどの県都の場所にも関わりますけれども、地方分権の時代、そして行政改革、これもまた至上命題の1つです。行政改革というのはいかにコストを下げてサービスをふやす、サービスをふやしてコストを下げる、そのような行政改革をどんどん進めさせていくためにも、ハード面のこういった国土計画だけではなくて、市町村合併ができあがった場合に、そのときに、それに合わせた交通体系はどうなるのか、これは非常に関係のあることであって、市町村合併は進まない、県都は一切動かさない、そういういびつな形でもって、それに合わせてどんどん交通体系をつくってみても、効率の悪い国土しかできあがってこないのではないかと思います。ソフト面も配慮したそういう計画が必要ではないか。

3番目、最後ですけれども、中国ではもう既にこういう言葉が言われておりますけれども、鄧小平の時代から、地方分権を中国も進める、しかし、その中国の中で弱肉強食の時代が起きている。地方自治体の中で、弱い地方自治体はますます弱くなり、強い地方自治体が結局弱いところを犠牲にする形でもって強い地方自治体はますます繁栄する。恐らく我が国においてもそういう傾向はこれから出てくるし、それこそが個性的な地方の時代なんだ。個性的なというのは決して弱いものをより弱くし、強いものをより強くすることが個性的なという国土形成の目指すところではないと思いますから、そうした投資効率、あるいは生産効率ということと別な視点が、そういう弱いインフラを持っている、そしてそのキャッチアップがなかなか時間がかかりそうな地域においては、別な発想が必要ではないか。国土に生産的な投資、そういう攻撃的な投資のほかに、守備的な、保全的な投資と

いうものも私は国土の周辺地域においては必要だと思えます。

前回は申し上げましたが、イギリスが日本と同じように小さな国でありながら、どこを回ってみても非常に広々とした感じがする。何かあの国は地方を旅行をしてもゆったりとしている。イギリスもフランスも。何か。結局小さな集落、昔の言葉でいえば部落ですけれども、小さな集落、村落がきちっときれいに活かされている、それは小学校がある、郵便局がある、教会がある。この3つさえあれば小さな集落を残すことができる。日本は小学校は限りなく統合させ、そして郵便局は今度民営化とかどうかという形でもってどんどんそれが維持できなくなるような方向へいこうとしている。私は郵便局、そして小学校、そして教会についてどうこうということはできませんけれども、そういった寺や神社が残る、そういう3点セットで小さな集落をきちっと維持する、それはどれだけ生産効率がいいのか、投資効率がいいのかという尺度と全く別の観点からの目も必要ではないかと思えます。

以上3点です。

秋山会長 どうもありがとうございました。

そのほかどなたか御意見ございませんか。

生源寺委員 2点、申し上げたいと思えます。

私も部会のメンバーでございましたので、この内容につきまして、特段異論なり注文があるということではございません。むしろこれから最終報告、あるいはまたそれを越えて、実際に計画をつくっていく場合に、ぜひ考慮していただきたいということでございます。

1つ、今回、先ほどの御説明にもありましたけれども、計画・実行・評価のマネジメントサイクルということをきちんと意識するんだということでございました。これは非常に結構なことかと思えます。これは広域計画についても当然そういう目で考えていくということでございました。

ただ、私、この点、部会の議論の中でも多少申し上げたように記憶しているのですが、実は土地利用計画の問題についても、実は計画、これはもちろん必要でございますけれども、実行、そのあとの評価、検証ということが非常に大事だと思っております。ぜひこの報告の構成でいいますと、そこまでカバーするのかな、つまりマネジメントサイクルは、土地利用計画もカバーするのかなと私自身は考えておりますけれども、ぜひ考慮していただきたいと思えます。

都道府県レベルで、あるいは国全体のレベルでいいますと、恐らく数字的な話になりま

すので、比較的事後評価ということはやりやすいかと思うのですけれども、市町村ということになってまいりますと、即地的な土地利用の合理性なり、あるいはアメニティーといったような、いわば質的な問題が含まれてまいりますので、評価の方法自体、少し研究する必要があるので、こういうふうに思います。

また、これは地方分権の時代でございますから、国がこういう形で評価をせよというのも、これもいかなものかと思いますが、しかし、先進的な事例を紹介して、示唆深い事例を紹介するといったような形で、この点についても理解を深めていただくことは可能ではないかと思っております。これが第1点目でございます。

もう1点は、私は農業と農村の問題を専門に研究している人間でございますので、そういう立場からちょっと感想めいたことを申し上げたいと思います。

特に近年の農山村を歩いてまいりますと、非常にとまどいを感じておられるような、そういう空気がございます。いろいろな要素があるわけでございますけれども、これは外から農山村に対して発せられているメッセージがある意味で混乱をしているからではないかと思うわけでございます。

農業の分野で言いますと、農業・農村の多面的機能といった形で非常に農山村に対する期待がうたわれる、こういうメッセージがある一方で、公共事業をめぐってあるバッシングに近いような、私は農山村に住んでおられる方御自身が何も悪いことをしているというふうには思っておりませんけれども、しかしバッシング、強い言葉で言えばそういう状況がございまして、実はメッセージが非常に錯綜している。こういう中で、今回の統合された国土計画は、まさに利用・開発・保全ということでございますので、いわばパッケージとしての整合性のとれたメッセージを地方に発信するという意味では、非常に強力なツールになるのではないかと、こう思っております。できないことはできない、期待するところは期待する、そういったことをパッケージとしてきちんとメッセージとして発信していく必要があるだろう、こう思っております。

ここから先は余分でございますけれども、この報告を自分なりに今度は私は農山村に住んでいる人間というふうに身を置きかえてみて、あるいは市長になったつもりで読んでみるとすれば、例えば農山村、あるいは1時間圏外の地域に対してどういうことが書かれているだろうか。そういう目で見てみますと、ちょっとばらばらになっておりまして、なかなか読みにくいところがあるわけでございます。一度、それぞれの地域の目で見て、この報告の中で私に関係するところはどこであるかということがはっきりわかるような形で、

少し視点を変えて読み直してみると、あるいはバランスを欠いているところなり、そういったことがよく見えてくるような気もいたしますので、その点も少し考慮していただければと思います。

以上でございます。

秋山会長 どうもありがとうございます。

陣内委員 私は田舎の方に生まれて、住んで、東京にときどき出てきているというか、そういう立場でございますので、そういう点から、ちょっと変わったような御意見を申し上げるかもしれませんが、私の考え方を述べさせていただきたいと思います。

日本の国土というのは、これは外国、ヨーロッパとかアメリカ大陸、こういうところと違って、海岸沿いといいますか、海と山が迫った、そういうところに大都市が発展している。外国でありますと、大きな平原とか平野の中に100万都市とか、それ以上の都市がたくさんあって、国境は陸でつながっているという形で国土が形成されているわけですが、日本の場合は、今、申し上げましたような、やや特殊な地域構造になって、国土構造になっている。こういうことから、都市と地方の問題を考えるにいたしましても、やはり交通体系を整理して、国土を均衡ある形で十分利用しやすくするということは非常に大事だと思います。

また、一方では、大都市のあり方につきましても、必ずしも東京圏を通過しなくても北と南をつなぐような交通体系もあり得るでしょうし、阪神大震災のときに憂慮されたように、やはり複数の国土軸があれば、危機管理というようなものに対しても十分備えができるという国土構造からくる考えるべきいろいろな施策があるのではないかと1つは思います。

これまでナショナルミニマムというものはかなり整備されてはきましたけれども、やはり私はこれからも地方の均衡ある発展といいますか、地方自治の確立をする意味でも、国土にナショナルミニマム的なものはきちっと社会資本を整備していくべきである。そしてその上加わるものは、これは地方の自主的な独自の考え方で、大いにサービスをつけ加えていくというのは当然あり得ることだと思いますが、少なくとも国土構造からくる社会資本のナショナルミニマム的なものは十分完成しなければならないということを考えておる1人でございます。

そういう中で、今、お話がございましたけれども、やはり山を守り、あるいは中山間の地域を守るといえるのは、これはやはり自然を守るといえることと同時に、災害に対しての備

えをいつもしておくということにもなるわけでございまして、こういうところが1時間ないしは1時間半の生活圏の外にあるような状況だろうと思います。したがって、これからブロック圏、あるいは地域生活圏を考える場合に、まだまだ地方の立場からすると、果たしてここで取り上げていただいていることが、このまえがきにもございますけれども、このまえがきで言われているように、諸地域の個性ある発展により、我が国の活力を維持・向上するとともに、内外の人々に魅力のある、安全で安心できる国土の形成が必要になっているというお考えに十分沿ったものかどうか、まだ私は中身も熟読玩味しておりませんので、誤った面があるかと思いますが、そういう印象を受けております。

以上でございます。

秋山会長 奥野委員、お願いいたします。

奥野委員 政治の流れが中央集権から地方分権に向かっている。ぜひこれを成功させたいなと思っている1人でございます。

そんなことから、地方団体のことが1つの研究課題でありますけれども、御承知のように、都道府県という組織と、その下部に市町村という組織があるわけでございます。従来から道州制をやったらいいではないかという意見もたびたび出ておるわけでございます。しかし、本当にやろうとするなら、相当な力を使えるチャンスでなければなかなか私は困難ではないかなという心配をしております。したがって、都道府県に手をつけるのか、つけないのか、つけられるか、つけないのか、これをちゃんと見定めてから議論されませんと、ごっちゃになりますと私は中途半端な結論が出てしまうのではないかなと思います。

やはり市町村を中心にして受け皿を整備していくんだということになりますと、よく言われておりますように、団体自治だ、住民自治だという言葉がございまして、やはり住民自治、住民の連帯意識を無視して何が市町村かということに私はなると思うのです。

昔、戦後間もなく市町村合併を推進したことがございました。そのころは市町村、新しく中学校が義務制になったのだから、少なくとも8,000人以上なければ中学校を建設・維持できないではないかということが基礎にありまして、8,000人以上ということがあったわけでありまして。今は強いて言えば、老人の問題を全部市町村が責任を負うべきでございますから、特別養護老人ホームを1市町村で持てないような団体ではちょっと狭いな、こういうことになるのだろうと思うのでございますが、私はその辺の問題を何か提起していただければ、進展がうまくいくのではないかなと思います。

もちろん地方制度調査会という別の機関もございますし、そちらでも議論をしていくのだらうと思います。そういう点が第1と。

第2は、今まさに中身の問題になってきているのではないかな。今、市町村は競って文化会館をたくさんつくりました。文化会館をつくったんだけど、これを活かすきれないのです。そんなにイベントをしょっちゅうやっていて、その町村の人が来てくれるかという問題にもなるわけでございます。私の体験を申し上げて恐縮でございますけれども、戦後、経済発展をしていく、そのためには新産業都市をつくらうではないか、全国幾つかに新産業都市をつかって、そこでは港湾も整備しよう、道路もつけていこう、鉄道もつけよう、住宅もたくさん建てていこうということが議論になったことがございまして、新産業都市建設促進法という法律もできた。そのときに私たちが言いましたのが、数を少なくしてくれればそれは意義があるけれども、数多くされたのではつまらんことになるなと言うておりましたら、結果、数が多過ぎました。活きませんでした。私は活かしたらりっぱなアイデアだったと思うのですけれども、活かすきれませんでした。数が多いものでございますから、これはやはりものになりにくかったのではないかなと思っております。

私自身の体験でもう1つ申し上げたいと思っておりますが、もう十数年前でございますけれども、国際的な、世界的な総合的なレジャー施設をつくらう、法律もつくりました。そのときに私は所管の局長に対しまして、何千億円という金を投じなければ世界的な総合レジャー施設にはならないんだよ、だからどんなにやかましくてもせいぜい4つか5つにとどめておきなさいよと言いました。私がやめましてから、今、幾つになっているというたら、たしか40を超えているようにいうたと思います。こんなことをしたらレジャー施設が次々につぶれていくのは当たり前だと思います。今は不況でつぶれているだけでなしに、私はやはり政府の責任大きいな、それだけ激しい陳情があつてのことだらうと思うのでございますけれども、大臣が変わったらばたばたとふやして40幾つかになっていると思います。こんな無責任なことをしたら、政府がかえってレジャー施設を殺してきたような感じになるのではないかな、こう申し上げておきたいわけでございます。

もう1つ、私は須田さんから何かおっしゃるのではないかなと思ったけれども何もおっしゃらなかったからあえて申し上げておきたいのですけれども、中部圏の話がございました。東海道に合わせまして中山道といいましょうか、やはり災害に強い国土でありますとか、あるいは人間と自然とが共生できるような社会でありますとか、環境の問題でありますとか、いろんなことでものの考え方が変わってきていると思うのでございますけれども、

やはりそこに新しい科学技術というものも発想の中に加えてほしいな、私は東京から奈良を走って大阪まで1時間で結ぶリニア中央エクスプレス、これをぜひ10年ぐらいたったら走っているような世の中にしたいなと思っているわけでごさいます、国土の安全の面から考えましても、新しい磁気浮上式の鉄道でございますから、世界に大変大きな刺激を与える。日本にも大変な感動を与えられるプロジェクトではないかと思っておりますけれども、先ほど公共投資の将来見通しとして数字がいろいろございました。私は公共投資にもいろいろあるではないか、先ほど更新投資の話もありましたけれども、やはり基本的には先行投資にすばらしいものを考えていく、それが可能なような国土を夢見させていただく、これが大事なことはないかなと思っておりますので、こういう願いを込めて若干私のひとりよがりなことを申し上げさせていただきます失礼いたしました。

秋山会長 どうもありがとうございました。

まだ御意見があると思っておりますけれども、2の議題が済んだあとで、また根本委員に意見をいただきたいと思っております。

それでは、基本部会におきましては、今日の先生方の御意見を踏まえまして、秋までに最終答申を御検討願いたいと思っております。

ただ、土地利用に関する御意見が出ましたけれども、これにつきましては、土地政策分科会においても審議されているところでございます。この土地利用につきましては、この分科会で審議されたことをこの最終答申に反映していきたいと思っております。

そのほか、いろいろな御意見がございましたので、関連する分科会におきまして、必要に応じて御意見を伺い、それを最終報告に反映していきたいと思っております。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

## 工業（場）等制限制度の今後の在り方について

秋山会長 議題2の工業（場）等制限制度の今後の在り方についてでございますが、本件につきましては、諮問から本日の報告に至る経緯を事務局からまず御説明をお願いいたします。

都市・地域整備局企画課長 お手元の資料5をごらんいただきたいと思っております。

工業（場）等制限制度の今後の在り方についてでございますが、10月19日に国土交通大臣より国土審議会に諮問がなされました。



その後、10月29日でございますが、国土審議会会長が首都圏整備分科会及び近畿圏整備分科会に付託をいたしました。

その後、首都圏につきましては都合4回、近畿圏につきましては都合3回、審議が行われまして、12月13日に近畿圏整備分科会の方で報告がまとまりました。また、首都圏につきましては、12月20日に報告がまとまった次第でございます。

以上でございます。

秋山会長 どうもありがとうございました。

本日の案件につきましては、首都圏整備分科会の杉岡分科会長、近畿圏整備分科会の新宮分科会長から御報告をいただき、これをもとに、当審議会で御審議をいただいた上で答申を取りまとめたいと思っております。

まず先に報告が取りまとめられました近畿圏整備分科会の新宮分科会長より御報告をお願いいたします。

新宮近畿圏整備分科会長 先ほど御説明がありましたように、近畿圏整備分科会に付託のありました工業（場）等制限制度の今後の在り方につきまして、今月の13日に報告書の取りまとめを行いました。お手元でございます資料6 - 1がその報告書でございます。

それでは、近畿圏における工業（場）等制限制度の今後の在り方につきまして御報告を申し上げます。

近畿圏における工業（場）等制限制度は、近畿圏の既成都市区域におきます産業及び人口の過度の集中を防止することを目的に、一定規模以上の工場や大学等の新增設を制限するという法律でございました。本制度は、他の近畿圏整備に関わります施策等と相まちまして、社会経済情勢の変化に対応した類似の制度見直しを通じて、当該目的の達成のために、その役割を果たしてまいりました。

今般、制度創設から40年近くたちまして、当該制度の今後の在り方につきまして、国土交通大臣から国土審議会に諮問がなされ、国土審議会から近畿圏整備分科会に付託をされたわけでございます。

これを受けまして、平成13年11月2日より3回にわたりまして本分科会を開催をいたしまして、工場や大学立地の有識者及び近畿圏の地方公共団体からの御意見、各府県からはもうこの制限制度は廃止すべきであるという意見でございましたが、そういう御意見をいろいろちょうだいをいたしまして、これらを踏まえまして審議を重ねてまいりました。

審議におきます社会経済情勢の分析として、データ等をお示ししながら若干説明をさせ

ていただきたいと思いますが、資料6 - 2の4ページをごらんいただければと思います。

製造業につきましては、の にありますように、昭和35年と現在を比較してみますと、製造業のシェアが低下する一方、サービス業は上昇をしまいいっておりまして、産業構造は製造業からサービス業にシフトしているということがわかります。

また、の項目にございますように、海外生産比率は一貫して上昇を続けてまいっておりまして、経済のグローバル化等を背景とした海外への生産機能の移転が顕著に進んでおります。

次に大学の関係について見てみますと、同じページの にございますように、18歳人口は少子化の急速な進行によりまして大きく減少をしていく見込みでございます。

さらにこの資料の一番最後のページの表にございますように、学生の地元大学への進学率というのを見ますと、地方大学への進学機会が充実をしまいいりましたこともありまして、地方圏における地元進学率が約15から30ポイント程度上昇をしてきているということがわかります。

このように、製造業からサービス業へのシフト、産業のグローバル化等の構造変化、また、少子化の進行等、社会経済情勢が著しく変化している。

その一方で、環境に係わります諸制度が非常に充実をしてきているということから考えまして、工業（場）等制限制度は、近畿圏の既成都市区域における産業及び人口の過度の集中を防止するという目的を達成する手段としての有効性、合理性、そういうものが薄れてきておる、廃止することが適当であるという結論を得た次第でございます。

なお、近畿圏を全体として発展させていくための圏域政策といたしましては、地域の自立的発展と地域の連携・交流を推進しつつ、産業及び人口の適正な配置等を図ります誘導施策、こういったものは引き続き実施する必要があるという意見が多数ございましたので、資料6 - 1の報告書に（5）として記載をいたした次第でございます。

以上、近畿圏整備分科会よりの御報告を終わらせていただきます。

秋山会長 どうもありがとうございました。

では続きまして首都圏の杉岡分科会長より御報告をお願いいたします。

杉岡首都圏整備分科会長 首都圏整備分科会におきましては、12月20日に報告書をまとめさせていただきましたので、ここに御報告を申し上げたいと思います。

資料はお手元に資料7 - 1と、それから7 - 2というのがございます。これが報告書及びその考え方の資料でございます。

首都圏整備分科会におきましては、ことしの10月29日から4回にわたりまして分科会を開催し、工場や大学立地の有識者及び首都圏の地方公共団体の意見を踏まえながら審議を重ねてまいりました。この経緯につきましては、ただいまの資料7-1の2ページから4ページにかけて記載をいたしております。

報告書を取りまとめるに至る考え方につきましては、基本的には、先ほど近畿圏から報告がございましたと同様でございますが、関係地方公共団体に対しまして、分科会から制限制度の方向につきまして意見をお伺いしましたところ、意見といたしまして、この制度の存廃の意見、あるいはそれにつきまして要望等の意見、こういったものがございまして、必ずしもそれぞれの関係公共団体の意見が一致をいたしておりませんでした。これは今のページに出ておりますが、これを具体的に申し上げますと、資料の3ページにございませけれども、埼玉県、それから東京都、神奈川県、川崎市、こういった地方公共団体からは新産業創出、あるいは産学連携の推進といった観点から、本制度は廃止すべきであるという意見が出てまいりました。また、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、千葉市からは、本制度を見直す場合には、その影響等について検討すべきであるという意見が出てまいりました。

これを受けまして分科会の事務局である国土交通省と、それから関係地方公共団体の間で、各公共団体の現状を踏まえながら議論を重ねてまいりました。

その結果、事務局の方から次の4点を示して説明をいたしました。これが資料4ページの方に、  
、  
、  
、  
というふうに出ております。

1つ目は、本制度の廃止による影響の予測でございますが、これを客観的なデータにより事務局からその見方を説明をいたしたわけでございます。

それから2点目でございますが、2点目は「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」、あるいはこれに関連する買換特例等の税制上の特例措置、こういったものを維持すること。

それから3番目は、同法に基づく工業団地造成事業によりましてできあがりました造成工場敷地でございますが、それを譲渡する場合の業種の拡大につきまして、公共団体から要望がございまして、その要望に沿った形で今後、対応をしていく。

それから4番目でございますが、4番目は業務核都市、これの整備の支援につきましては、引き続き関係地方公共団体の意見を聞きながら議論をしていき、今後、検討していくという4点でございます。

以上の点を説明をいたしまして、工業（場）等制限制度につきましては、その在り方については、廃止ということで事務局と関係地方公共団体の間で共通の認識を得たわけでございます。

こういった調整を踏まえまして、当首都圏整備分科会におきましては、近年の社会経済情勢の変化や、昨今の工場及び大学等の動向の具体的な分析にかんがみると、工業（場）等制限制度は時代の役割を終えたものであって、廃止することが適当であるという結論を得たわけでございます。

以上、首都圏整備分科会の報告をさせていただきました。

秋山会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの両分科会からの報告につきまして御審議いただきたいと思います。御質問、御意見がございましたらよろしくお願いたします。

根本委員、先ほどの議題に戻っていただいても結構ですし、これについてでも結構でございますが。

根本委員 まず中村先生の基本政策部会の作業、大変御苦労さまでございました。

私の感想を交えまして一言申し上げたいと思いますが、個性ある発展と多様性に富んだ美しい国土の実現というのが1つのテーマとして掲げておられるわけですが、私はこの四季に恵まれた日本という国は美しい国であるというふうに、皆さんもそのようにお思いだと思いますのです。それがいろいろ経済発展の過程でゆがみが出てきたりしている。そのゆがみを是正する作業を一体どうするのかという視点が1つあると思います。

それから同時に、国土総合開発法の目的とするところが、やはりエフィシェンシーというものの向上にかなり重点を置いた法体系ではないかと思うのであります。

そこで今、我々が問われておりますのは、エフィシェンシーもさることながら、やはりクオリティーをいかに改善していくのか、同時に、ここにも書いてございますが、セーフティー、日本は地震国でございます。また、台風も来る、そういう災害に強い国土を計画していくにはどうしたらいいかという、そのエフィシェンシーからクオリティーとセーフティーにかなりギアを切りかえる問題意識が必要ではないか、これをずっと拝見して感じた次第でございます。

昨年の暮れに、私どもの土地政策分科会の意見も交えまして大臣に意見書を出しましたが、その中でも、今の2つの点、クオリティーとセーフティー、それと同時に、ここにも書いてございますが、マネジメントサイクルのプラン・ドゥ・チェックをしっかりとやっ

ていただきたいということを強調したわけでありまして、これが相当はっきりとここに書いてあるので、私は大変結構ではないかと思いました。

先ほど申し上げましたゆがみの是正ということ、それから今後の未来計画について、やはり地域社会と共同でやるというか、地域の声をどのように反映させるかということが大変に大事ではないかと思えます。

それから同時に、土地政策の基本というのが、いわゆる所有から利用へという大転換をしたわけでございまして、この提言を実現していく上において、所有から利用へ、そうするといかにして利用を促進させるかということについて、例えば税制の面とか、いろいろな問題が出てくると思うのであります。

それから東京の例をとりますとも、皇居から飛び地しまして赤坂離宮、赤坂離宮から外苑、外苑から御苑、御苑から明治神宮、この辺の緑の地域というのは、これは世界的に見ても非常に胸を張れるものでございまして、日本人はやはりこういうものをつくってきたという1つの先例だと思うのです。

ですから、イギリスのグリーンベルトではございませんけれども、やはりかなり骨太の計画をお立ていただきたいと思えます。

それから最後に、いろいろ盛りだくさんのテーマになっておりますが、これを3点ぐらいに集約して、基本政策部会の審議の過程で、中村先生がどういうことをお考えになったのか、できればちょっとコメントしていただきたいと思えます。

秋山会長 どうもありがとうございました。

あとでまた部会長にお願いします。

では工業（場）等制限制度につきまして御意見を賜りたいと思えます。

大西委員 工業（場）等制限法について最初に意見を述べて、それとちょっと戻りますが、前段の問題について関連してコメントさせていただきたいと思えます。

工業（場）等制限制度、特に今日、御提案の2つについては、戦後、40年前後たっている制度で、制度が存続している一方で、世の中がすっかり変わってしまったということで、恐らく議論された方々の印象としては、もっと早くどうして廃止できなかったのか。私も実は新産工特制度の廃止に向けて議論したことがありまして、その当時は有効な制度であっても、やはり相当な年月がたつと現状に合わなくなるということはどうしてもあるもので、制度の見直しというのがもっと的確に行われるべきだという例の1つではないかと考えるわけです。その意味で、この見直しについては賛成であります。

ただ、考えてみると、この制度は1959年に首都圏ができて、64年が近畿圏で、同じころ、62年、64年にやはり新産工特、今、申し上げた地方での産業振興の制度ができたわけです。当時、まさに大都市への集中というのに歯止めをかけて、地方分散することが必要だという議論の中でいろんな制度ができたわけでありましたが、今日の時点で整理してみると、今日の御提案がこのまま通れば、新産工特が廃止されて、例えば新産工特に関連した地方圏での指定地域でのいわゆる財特法等の優遇措置も廃止された。一方で首都圏、近畿圏については、むちにあたる規制の方はこれで廃止されるわけですが、あめにあたる財特法、近郊整備地帯とか都市開発区域における優遇措置については存続されるということになります。それを達観してみると、地方と大都市で、地方のあめが廃止され、大都市のむちが廃止され、大都市のあめだけが残ったということに結果としてはなるわけです。それを今日の日本の状況に照らしてみると、地方が非常に元気がよくて、これで大丈夫だということであれば、今のような整理でいいのだと思いますが、現実には少子高齢社会の一番大きなひずみといいますか、問題を背負うのは地方がまず先だということで、どうも政策のバランスが崩れているのではないかと思うわけです。

今回の見直しについて、私、反対しませんし、これで規制を廃止するということは賛成であります。余り日を置かずに、大都市圏における財特法、あるいはそもそも政策区域そのものがこれで余り必然性を持ってないということにもなりますので、政策区域制度を含めた首都圏整備計画なり、あるいは近畿圏の整備計画のもう少し根本的な見直しというのが必要なんではないかと思えます。

それからそれと関連して2点目、手短かに申し上げたいと思うのですが、前段の方、これはまさに全総計画の見直し、制度の見直しを私ども議論しているわけでありまして。率直な感じ、制度の見直しは非常に重要で、こういう方向で見直されることが必要だと私は思うのですが、時間がかかり過ぎているという感じも持つわけです。もう4、5年、この見直しを議論しているわけでありまして、他方で例えば全総計画が生み出してきた首都機能移転、国会等の移転とか、あるいは1万4,000キロの高速道路計画、こういうものが政治課題になっているわけです。そういうまさに全総が提起した問題について、この場で議論をきちんとせずに、ほかのところで議論がされているというやや私、率直に言って忸怩たる感じを持つわけです。やはり今、全総的な課題で日本として重要なものについては、この場できちんと議論するような、そういうことを早急にやる必要があるのではないかと。

今回の提案の中には、それについては個別課題、必ずしも10年に1回、忘れたころに全

総ができるというのではなくて、もっとビビッドに、個別課題に対応することが必要だということも盛り込まれておりますので、それは決まったわけではないのですが、そういう精神を先取りして、例えば今、都市再生で大都市については議論がされているのですが、この問題でも地方はやや蚊帳の外なんです。ですから地方圏というのが財政主導ではないやり方で今後どう振興されていくのかというテーマについて、例えばこの審議会でも取り上げて、個別のテーマとして議論をしていく、それについては制度の改革とはある意味で並行して整理をしていくとか、そういう非常に重要な問題については緊急に取り組んでいくという姿勢も必要なんではないかと思います。

以上でございます。

秋山会長 どうもありがとうございました。

そのほかございませんか。

矢田委員 工業(場)等立地法について1点、それから前半の議題について1点、2点、お話をいたします。

工業(場)等制限法につきましては、グローバルイゼーション、アジア展開という時代の中で、大都市圏だけ立地規制して、規制された工場が地方に立地して、地方が元気が出るというスキームがほとんど崩れている。規制すればするほど、ますます地方ではなくてアジアに行くという時代ですし、日本国土全体が競争の中に入ってきますので、ある面ではおそきに失したかという感じもないことはないのですけれども、原則的には賛成であります。

ただ、先ほど1時間圏内でかなり生活の質が整備されているという報告がありましたけれども、逆に言えば、1時間圏外の地域をどうするか、いわゆる我々はハンディキャップ地域と言っておりますが、この辺の戦略が必ずしも見えないので、大都市の工業(場)等制限法と裏腹ではないとは思いますが、それはそれで独自に検討していく必要があるかと思っております。

前半の話ですが、私、基本政策部会における国と地方の役割分担研究会の座長で、6回ほど大変地元の地域づくりをやっている若い人たち及び学識経験者とかかなりシビアな議論をいたしましたので、今、中間報告でありますので、紹介して、これから最終報告にまとめるときの皆さんにいろんなところに御意見をいただきたいと思っております。

局長が説明いたしましたけれども、資料3の方が微妙な表現も出ておりますので、論点だけちょっと指摘して、今後の御議論の材料にしたいと思っております。資料3の30ペー

ジ、これからの国土計画は、全総計画と国土利用計画が合体するというのが1つの目玉であるとすれば、新しい国土計画の位置づけとして全国計画と広域ブロック計画というものを二本立てで考えていく。都道府県計画、市町村計画は当然、それぞれの自治体が自主的に決めることであって、国が関わるのは全国計画と広域ブロック計画であります。全国計画は、前のように総花的で、なおかつ各ブロックのプロジェクトまで書き込むという、そういう詳細なものではなくて、基本的な国土のあり方というものについて指針性ということにする。いってみれば、非常にソフィスティケートしていこう、プロジェクトを含めた国土の保全のあり方についてはできるだけ広域ブロックで考えていくという考え方が1つ前提にございます。

30ページですが、計画圏域の上の方で3つに節が区分されておりますが、時代は確実に地方分権の時代に入っていき、地方分権の中における国土計画とは何なのか。イコール都道府県計画という形で国土が保全できるのだろうかとなりますと、必ずしもそうではないので、国土計画の中で広域ブロック計画を位置づける。しかし、地方分権は地域の自主性というところがキーワードですので、この地域の自主性というのと、都道府県を越えた計画をつくることをどう整合するかということで、2段目がございまして、原案を地元関係者で作成する。メンバーとして明確に地方公共団体、学識経験者、地元経済団体、地域づくりに取り組む民間団体ということで、非常に広い概念で、しかもこれはこれが原案をつくる。要するに国が原案をつくるのではないということでありまして、国の地方支分局と連携してということですが、協議メンバーは地元を中心にしてつくっていく。

そこで論旨の1つは、こうしたシステムが本当にできるのだろうか。プロジェクトが環境制約、財政制約を無視してずらっと並んだものが出てくるのでは計画とはいえない。お互い財政制約、その他を関係しながら、重点的な整備をどうするかということ、地元でつくることが本当にできるのだろうかという強い疑問が逆に地方のいろんなプランナーから出ております。しかし、確実に地方分権の流れの中で、地元の人たちがプロジェクトを調整して長期計画をつくっていく。

現在、それに対応した政府がない、道州制の議論がなされておりますし、ある種、そういう展望があってもいいのですけれども、現実的にはそれを待つわけにいかない、政府が存在しないまま、ただ基本的な決定は国が行うというスキームを提案いたしました。一体これが現実性があるのか、あるいはこのスキームのもとでもう一度地方分権というのを詰めていくのか、ここのところは恐らく今度の国土計画の非常に新しい提案だと思ってお



ります。

それでその場合のブロックというのはいろいろありますが、ボトムアップ的な地域計画ができるのは、基本的には7つか8つの恐らく経済団体があり、地方支分局があり、そしてそれぞれ生活及び経済圏域としてまとまっているものがありますので、そういうものをイメージして考えております。当然、必ずしも線できれいに引けるわけではないので、柔軟なブロックを考えていくという点ではそれほど大きなずれはございませんし、逆に線を引くと、線と線の間連携についてもかなり弾力的にやっていくというのが30ページの一番下の(5)のところでございます。むしろ問題は国主導の地域づくりから、地元主導の地域づくりにいったとき、本当に地元が自治をきちんとできるかどうかというところが恐らく1つの目玉だと思っておりますので、我々必ずしもきちんとした合意ではありません。この辺、論点として2回にわたって激論いたしましたので、こういうまとめをしております。あと1年間、この辺のところ、長期の地方分権のあり方と国土計画ということはどう結びつけるか御議論いただきたいというところであります。

以上です。

秋山会長 どうもありがとうございました。

そのほか、特に御意見はございませんか。

岩國委員 3つ教えていただきたいと思えます。

1つは学校の数のデータをさっき御説明がありましたけれども、大体あれは相当変形された客観的とはいえない数字ではないかと思えますのは、地方に大学の数がふえた。したがって、大阪、東京のウエートが下がった、こういうことですね。しかし、地方にできる学校というのは小さな大学が多くて、数は多いけれども、大学の数だけウエートが下がったとはなかなかならない。本当は学生数で私はきちっと統計を取らないと、客観的なデータに基づいて、こう何ページかに書いていらっしゃいますけれども、そうならないのではないかと思います。私は資料6-2の5ページのところ、これを学生数に焼き直した資料というのを後ほどでも結構ですから、そういうのをちゃんとごらんになった上での御議論だと私は思いますけれども、その辺を教えていただきたいということ。

それから2番目は、こうした首都圏について、この法律を廃止した方がいいという意見が埼玉県、神奈川県から出ているけれども、千葉県から出てこなかった。千葉県はなぜ廃止を求めなかったのか。そしてその上、代替的な措置を求めている。千葉県の考えはどういう考えだったのか、それを参考までに教えていただきたい、そのように思います。

それから3番目、最後ですけれども、私はこの廃止することに結論としては賛成いたします。また、必要だと思えます。しかし、できるだけ郊外で職場をつくろうという時代から、少なくとも制度的に今度は逆戻りするわけですから、朝の上り線は今以上に込み、夕方の下り線は今以上に込み、この通勤渋滞というのが今よりもさらに厳しくなるということについて、やはりこの議論とはまた別に、国土交通省としてはそれなりのそういう働く人の立場に立って、朝の通勤電車は今以上に込み合い、おし合いへし合い、帰りも全く同じ、そういう状態がこれから想定されるわけです。この廃止が効果がもたらすとするならば、これについてどういうお考えをもっていらっしゃるか。

秋山会長 どうもありがとうございます。

この点につきましては、事務局で説明をお願いいたします。

都市・地域整備局長 最初に学生数につきましては、ちょっと最後に御説明させていただきます。

2番目の千葉県の御意見であります。廃止ということではないという前提として、千葉県には工業（場）制限地域はございません。したがって、工業（場）等制限地域を廃止したときに、逆に工業（場）等制限地域だったところと千葉県との関係で、何か引っ張り合いがあるのではないかと。これは各地域、同じ想定をされたと思えます。そういう中で、そういうことは余り起こらないであろうという議論をして、最終的にはそういう方向で一致したというのが議論の経過であります。

一方で業務核都市を千葉県は抱えておられまして、その振興が県政の中でも大変重要な課題である。そういった方向にこれまで同様、あるいはそれ以上に国としても支援を要望する、こういうお話がございまして、それはそれでももちろん大事なことから、今後やっていこうということで議論を整理したというのが千葉県との議論の経過でございます。

もう1つ、今の業務核都市とも関係すると思えますが、こういうことによって通勤の混雑がますます大きくなるのではないかと、こういう御指摘でございます。現在、大都市、あるいは地方都市を含めて既成市街地の都市の再生ということを非常に重要な課題として取り組んでおりますが、そういう中で、そういった通勤混雑の緩和ということも非常に重要な課題だと思えます。

これはまずいろんな輸送力を増強するというようなストレートな対応ももちろんですし、一方で、今申しましたような、千葉のような業務核都市のようなところの振興を図りまして、首都圏の中での分散を図っていくということで、逆に職場が外に出ていく方向で

の職住近接を図るという施策も当然大事だと思っておりますので、その辺を先生、御指摘のように、1個1個やるのではなくて、トータルでやれという御指摘と承りまして取り組まさせていただきますと思います。

それから先ほどの大西先生の御指摘、これも制度の見直しはタイミングを失することなくやるべきであるというお話と受け止めます。ただ、新産工特と工場制限との対比について一言だけ申し上げさせていただきますと、新産工特につきましては、重厚長大産業を地方にもっていくというあたりの政策が時代の変化とともに有効性を失ってきたということで廃止に至ったと理解しております、地方圏について言いますと、重厚長大産業からさらに進んで、テクノポリスとかソフトテクノとか、あるいは圏域全体でいえば、地方拠点都市の整備だとか、それから最近でいいますと中心市街地の活性化だとか、そのときどきの地方の課題に応じていろんな誘導施策を充実、発展させてきていると考えている次第でございます。

ただ、いずれにしても、制度の見直しをタイミングよくやるべきだよという御指摘につきましては、私どももきちんと受け止めてやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

秋山会長 学生数については、後ほど数字を皆さんにお配りさせていただきます。

それでは、特に御意見がなければ、皆様の御意見と、分科会の意見をもとに、国土審議会としての答申案をまとめてみましたので、今、それをお配りさせていただきます。これにつきましてまた御意見を賜りたいと思います。

事務局、配っていただけますか。

その間を利用しまして、中村部会長から説明をお願いします。

中村基本政策部会長 抽象的な表現が多く、おわかりにくい話を委員の方々には、内容を的確に御理解いただいて、いろいろ貴重なコメントをいただきましてありがとうございます。

この計画体系の改革でございますが、今、根本委員からの御意見がございました。3つか4つにまとめて言わせていただきますと、1つは今の根本委員からの御意見にもありましたし、川勝委員その他の方がいつもおっしゃっておられることですが、美しい、そして安全、快適、そして多様性を持った持続的な国土をつくるのが我々のこの計画の目的であるというのを極めて明示的に書くということでございます。残念ながら、この大変美しくあるはずの国土がそうでなくなっているというのも事実であります。これをまた美しい、

みんなが誇りを持てるものとして次世代に渡すんだという私どもの気持ちをここへ書くということでございます。

2つ目は、開発から利用へという転換であります。したがって、そこでは開発計画と同時に土地利用計画も一体化してこの制度の中に盛り込むんだということであります。

3つ目は、全国的な計画というのは指針とっておりますが、ガイドラインにとどめるんだということで、具体的な計画はもっと地方にやっていただくという立場でございます。さっきから道州制とか、そういった意見も中山先生などからも出てまいりましたが、道州制の機能の中でやはり一番大事な機能の1つは、そうした広域的な長期計画であろうかと思うわけであります。したがって、広域的なインフラの長期計画のようなものは、この国土計画の中でしっかり扱っていく。そしてそれはブロックで考えていただくということであります。ブロックがどういうふうな単位であるかということは、これはまだ検討の余地がある話でございます。

それから強いて4つ目と言いますと、これは常にモニターしていく、どういうふうな国土の状況になっているかというのをモニターして、そして必要に応じて、この中ではリボルビングという言葉を使っていますが、計画そのものをどんどん見直していくということかと思えます。大きくポイントだけ言わせていただくなら、今の4つぐらいになるかと思えます。ともかく今回は中間報告でございます。今日の御意見では、大変多くの御賛同をいただいたと私は聞いたわけですが、それをまた小委員会、あるいは基本政策部会の委員の方々の御意見、御検討を経て、そしてまた会長の御指導を得て最終報告を、しかも須田委員から言われましたように、もうちょっと歯切れよくすばっと書けるようにしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

秋山会長 どうもありがとうございました。

ただいま答申文をお配りいたしました。

これにつきまして事務局で説明をお願いいたします。

都市・地域整備局企画課長 それでは朗読させていただきます。

国土交通大臣、林寛子殿。

国土審議会会長、秋山喜久。

首都圏及び近畿圏における工業（場）等制限制度の今後の在り方について（答申）

平成13年10月19日付け国都企第18号をもって諮問された首都圏及び近畿圏における工業（場）等制限制度の今後の在り方についての当審議会における審議の結果を下記のとおり

答申する。

## 記

首都圏及び近畿圏における工業（場）等制限制度は、首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域における産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図ることを目的に、一定規模以上の工場や大学等の新增設を制限するものである。本制度は、他の大都市圏整備に係る施策等と相まって、社会経済情勢の変化に対応した累次の見直しを通じ、当該目的の達成のため、その役割を果たしてきた。

今般、制度創設から約40年を経た本制度の今後の在り方について、国土交通大臣から本審議会に諮問がなされ、本審議会より首都圏整備分科会及び近畿圏整備分科会に付託した。

首都圏整備分科会及び近畿圏整備分科会において、工場や大学立地の有識者並びに首都圏及び近畿圏の地方公共団体から意見を伺い、さらに関係地方公共団体と実務的に意見交換を行った。これらを踏まえて、両分科会で審議を重ね、我が国の経済、文化等において重要な役割を担う首都圏及び近畿圏を全体として発展させるために、地域の自立的発展と地域間の連携・交流を推進しつつ、産業及び人口の適正な配置等を図る誘導施策を引き続き実施していく必要があるが、社会経済情勢が著しく変化する中、工業（場）等制限制度は、時代の役割を終えたものであり廃止することが適当である旨の報告書が取りまとめられた。

本審議会においては、両分科会の報告書を踏まえて審議した結果、製造業からサービス業へのシフト、産業のグローバル化等の産業構造の変化、少子化の進行等、社会経済情勢が著しく変化する一方、環境に係る諸制度が充実してきていること等から、工業（場）等制限制度は、首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域における産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図るという目的を達成する手段としての有効性・合理性が薄れてきており、廃止することが適当であるとの結論に達した。

秋山会長 どうもありがとうございました。

今の答申案につきましてどなたか御意見ございましたらお願いいたします。

中山委員 この議論をなさるときに、この規制を廃止したら、具体的にはこういう希望があるんだとか、首都圏とか近畿圏の中で具体的な話というのはありましたのでしょうか。

私なんか見ておりますと、東京は更地ができるとすぐにビルが建つのですが、大阪は更地が出ると全部駐車場になってしまうのです。10年間の間に大阪から9,000の会社が抜けていきました。それから大阪商工会議所、これは伝統の商工会議所ですが、5年ぐらいの

間に、4万5,000人いた商工会議所会員が1万人減りました。ですから大都市に、これが廃止になったから戻ってくるという、何か画期的な指導要領みたいなものはあるのでしょうか。

それから大阪湾臨海地域開発整備法という7省庁、今は4省ぐらいになったのでしょうか。臨海地域開発整備法関係に150ぐらいのプロジェクトがあるけれども、第3セクターにしか補助金が出ないのです。だから昔は海外から資源を入れて、できるだけ海に近いところで工場をつかって、そして早く加工して外国へ出すという日本の産業形態が臨海地域にそういう形で立地していたわけですが、これを廃止して何か具体的に1つでも2つでもいいですが、これがなくなったらこうしますなんていう話はありませんか。

新宮近畿圏整備分科会長 具体的な話を1、2、御紹介いたしますと、やはりもう今、大阪、神戸、その辺の地域から出ていった企業を呼び戻すという発想ではだめである。むしろ圏域外、特に海外から企業を誘致するという取り組みを推進すべきであるということで、関西経済連合会、秋山会長がいらっしゃいますが、パートナーシップという委員会、協議会をつかって自治体と民間が一緒になって海外に企業を呼び込みに行こう、また、商工会議所も投資を誘致する協議会をつかって取り組んでおられました。近い将来、この2つを1つの力に合わせて大々的な運動を展開していこう、むしろそういうことが本筋ではないかという考え方が打ち出されております。

秋山会長 どうもありがとうございます。

杉岡首都圏整備分科会長 首都圏におきましては、具体的な制限区域内の問題よりも、むしろ周辺の都市開発区域とか、あるいは業務核都市、こういったところに影響があるのではないかという意見が公共団体等から出てまいりまして、先ほど説明いたしましたように、従来の対策、そういったものをさらに進め、あるいは場合によっては制度の緩和を図るということで、そういったものに対応するという意見がございました。

あとは、むしろこういった法律が残ることは現在の産業構造上あんまりよくない、早く廃止すべきであるという意見が圧倒的に多かったわけでございます。

中山委員 中ほどをちょっと過ぎたところに、誘導施策を引き続き実施していく必要があるという、誘導施策という問題、これはどんなことを考えていらっしゃいますか。

秋山会長 関経連といたしましては、今、バイオとか、ITとか、集積効果の高いもので経済再生を図っていこうということで、今回の補正予算その他でもお金をいただいております。

それから道路整備とか、そういった地域整備、あるいはベイエリアの促進ということについてはいろいろ御指導をいただいております。

いずれにいたしましても、経済界自身がみずから経済再生をやっていくということが一番大事なことかなと思っており、そういった再生計画の先でいろいろ国からの助成、あるいはインセンティブな政策をとっていただくように進めていきたいということで、あくまでも主体は企業側、経済界側であると思っております。

今、新宮会長もおっしゃいましたように、今まで外国企業の誘致活動には行っていたのですがけれども、今度はそうではなくて、外国企業の代理店として各地方公共団体その他とも協議しながら、そういった企業が関西に進出したいというところの土地を探してあげるとか、あるいは自治体との交渉をしてあげるという形で促進を図っていこうということで、近く関西パートナーシップ協議会を発足させるということでございますので、先生にもよろしく御指導をお願いいたします。

中山委員 ありがとうございます。

都市・地域整備局長 答申の案文の中ほどよりちょっと下の誘導施策でございますが、先ほどの資料6-2、近畿圏で申しますと、資料6-2の先ほど分科会長から既に御報告がございましたが、6-2の1ページをお開きいただきますと、大きな第2くくりで第一は、と書いてありますが、その第2パラグラフに具体的にというのが中ほどにございます。そこに一連、近畿圏整備計画に基づき着実な事業の実施、それから近郊都市開発区域の整備開発に関する法律に基づく工業団地造成事業、地方税の不均一課税、首都圏、近畿圏、中部圏の近郊整備地帯の整備のための財特法という一連のことが書いてございまして、こういったものをくくって誘導施策と称しているものでございます。

秋山会長 ほかにございませんか。

それでは、本答申案につきまして、国土審議会の答申とさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

それでは、審議会の御了承をいただきましたので、これをもって国土審議会より国土交通大臣に答申させていただきたいと思っております。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

事務局から何か御報告ございますか。

国土計画局総務課長 本日、お配りした資料につきましては大部でございますので、お

席に置いていただければ、後ほど事務局から送らせていただきます。

以上でございます。

## 閉 会

秋山会長 それでは長時間、御議論どうもありがとうございました。

これをもちまして第2回国土審議会を閉会させていただきます。

本日の活発な御意見、どうもありがとうございました。